

各施設の最大使用人数の目安について

令和3年1月13日付の福岡県における緊急事態措置及び令和3年1月14日付「公共施設及びイベント等における今後の方針について」(久留米市新型コロナウイルス対策本部通知)に伴い、「石橋文化センター施設使用における新型コロナウイルス感染防止策基準(石橋文化ホール、石橋文化会館小ホール、文化センター共同ホール)」及び「石橋文化センター施設使用における新型コロナウイルス感染防止策基準(石橋文化会館、文化センター共同ホール研修棟)」の1に基づき、新型コロナウイルス感染防止を目的とした各施設の最大使用人数の目安を下表のとおり定める。

記

【新型コロナウイルス感染防止を目的とした各施設の最大使用人数の目安】

施設名		使用人数目安
石橋文化ホール		522人
石橋文化会館	小ホール	100人
	研修室A	30人
	研修室B	30人
	1階会議室	18人
	会議室A	8人
	会議室B	9人
	市民ギャラリーみゆ〜ず	27人
共同文化センターホール	共同ホール	224人
	会議室	12人
	1階研修室	35人
	応接室	3人
	和室	20人
	音楽室	20人
	2階研修室	12人

※食事を伴う催事は行わない。

※展示・設営物の設置等で、人と人との間隔が影響を受ける場合や運動を伴う使用の場合等は、上表に関わらず、状況に応じて、人と人との間隔を確保すること。

※会議室はロの字形式、研修室はスクール形式の目安である。

※楽器の練習などでマスクを着用ができない場合は、上表に関わらず、さらなる人と人との間隔の確保や換気対策を行うこと。

附 則 (2021年1月14日 20振事第900号)

- 1 この基準は、2021年1月16日から施行する。
- 2 この基準は、「新型コロナウイルス感染防止を目的とした各施設の最大使用人数の目安について」(2020年9月19日 20振事第499号)に関わらず、2021年1月16日以降の施設使用から適用する。